

【ピクセラ光 初期契約解除について】

工事日決定後、弊社から「ご契約内容のご案内」を通知された日(※)を起算日とし、起算日から8日が経過するまでの間、書面により契約回線の解除を行うことができます。その場合、ピクセラ光に関するキャンセル料などはかかりません。ただし、それ以降(転用完了後を含む)にお申し込みを取り消された場合、発生した費用についてはお客さまに請求させていただきます。

※通知方法：工事日決定後、NextMallのMYページの「契約サービス」に【ご契約内容のご案内】通知書がアップロードされます。

【書面の郵送先】

〒556-0011

大阪市浪速区難波中2-10-70 パークスタワー25F ピクセラ光係

【書面に記載いただく項目】

- ・ ご住所
- ・ ご契約者名
- ・ ご契約者ID (※「ご契約内容のご案内」通知書に記載)
- ・ ご連絡先電話番号
- ・ 初期契約解除制度によるご契約解除を希望する旨、及びその理由
- ・ 契約書面の受領日

【注意事項】

書面の切手代金やご返却に伴う送料等は、お客様にご負担いただきます。

弊社にて書面が確認出来しだい、「初期契約解除受付メール」および「解約通知メール」を送信させていただきます。

「初期契約解除受付メール」および「解約通知メール」をもって解約手続き完了とさせていただきます。

「初期契約解除受付メール」および「解約通知メール」には解約月も記載されておりますので、必ずご確認ください。

弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、ご契約を解除することができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、書面により、契約を解除することができます。